

# 船舶事故調査報告書

平成25年12月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成25年6月5日 00時05分ごろ
発生場所	北海道網走市網走港 網走港島防波堤北灯台から真方位260°720m付近 （概位 北緯44°00.7′ 東経144°17.3′）
事故調査の経過	平成25年6月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八 <sup>かいせい</sup> 海成丸、14トン HK2-23851（漁船登録番号）、個人所有 19.45m（Lr）×4.57m×1.05m、軽合金 ディーゼル機関、670kW（動力漁船登録票による）、平成23年11月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年4月28日 免許証交付日 平成24年2月14日 （平成29年6月11日まで有効）
死傷者等	軽傷 8人（船長及び乗組員7人）
損傷	バルバスバウに破口を伴う凹損
事故の経過	本船は、船長ほか19人が乗り組み、網走港東方沖のホタテ貝養殖施設に向け、網走港を出航中、船長が、操舵室左舷端に立ち、舵を中央に戻せば、その時の針路で直進を続ける「山たて」モードに操舵機を設定し、目視による見張りを行いながら、操舵リモコンを使用して操船を行っていた。 船長は、緑色点滅灯付きのブイを右舷側に見て航行し、第5ふ頭東端から南方へ延びる先端に灯標（赤色点滅灯）がある防波堤（以下「本件防波堤」という。）とその南方に位置する先端に灯標（緑色点滅灯）がある防波堤とで構成される入口（幅約80m、以下「本件入口」という。）に向けて右転した。 本船は、ホタテ貝養殖施設でボンデンを探すための可動式の探照灯を操舵室左舷上部に装備しており、船長は、港内を航行する場合、見

	<p>張りの補助として探照灯を使用し、本事故当時も、ブイの灯火を目視できていたが、探照灯でブイを照射していた。</p> <p>船長は、約8ノットの対地速力で操舵リモコンのつまみを右約15°に操作を行い、本船が右回頭し、船首方に本件防波堤先端の灯標の灯光及び先行する僚船の灯火が見えたため、操舵リモコンのつまみを中央に戻したが、その頃、突然、探照灯が消灯し、以前にもスイッチの不具合による故障で探照灯が消灯したことがあったため、少しかがんで操舵室左舷端の前面窓の下方にある探照灯の電源スイッチに視線を向け、復旧しようと思い、入り、切りを繰り返した。</p> <p>船長は、視線を上げたところ、ほぼ真正面に赤色の灯火が見えたため、直ちにクラッチを後進として回転を上げたものの、ほとんど速力に変化がなく、平成25年6月5日00時05分ごろ本船の船首が本件防波堤の先端付近にほぼ直角に衝突した。</p> <p>本船は、バルバスバウに破口を伴う凹損が生じたが、自力で航行して帰った。</p> <p>船長は、操舵室前面窓にぶつかったため、頭部打撲及び顔面裂傷を負い、また、乗組員のうち学生等のアルバイト計10人の全員が操舵室後方に設置されたテント内の床面に横3列に固定されたビール箱に座っていたところ、転倒するなどし、5人が打撲傷を負った。さらに、船首甲板上に1人、操舵室に2人、操舵室左舷船尾の出入口付近に1人及びテント下方にある船室に5人の計9人の乗組員がいたが、操舵室に座っていた1人及び操舵室出入口付近に座っていた1人が、転倒するなどして打撲傷を負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>網走市には、本事故当時、濃霧注意報が発表されていた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、GPSプロッター及び3海里レンジとしていたレーダーを作動させていたが、視界が良好であったため、探照灯を使用して目視による見張りのみで操船し、操舵室床に座っていた2人の乗組員に見張りの補助を命じていなかった。なお、本船の船首方に死角となるものはなく、見通しは良好であり、船長の矯正視力に異常はなかった。</p> <p>船長は、ふだん、変針する際、操舵機を「山たて」モードとして針路を大まかに定め、後に針路を微調整していたが、本事故当時は、本船の進路を確認しておらず、視線を探照灯のスイッチに向けていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、網走港を本件入口に向けて航行中、船長が、見張りの補助として探照灯を使用していたところ、探照灯が消灯したので、探照灯</p>

	<p>の電源スイッチに視線を向け、復旧しようと思い、電源スイッチの操作を繰り返していたことから、本件防波堤に向けて航行することとなり、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、網走港を本件入口に向けて航行中、船長が、探照灯が消灯したので、探照灯の電源スイッチに視線を向け、復旧しようと思い、電源スイッチの操作を繰り返していたため、本件防波堤に向けて航行することとなり、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操船を行う際は、他の作業を行わず、操船に専念すること。</li> </ul>